



令和5年5月31日

水防又は応急措置の業務に従事した者の同性パートナーに係る 死亡補償一時金支給制度の新設について

水防又は応急措置の業務に従事した者（※）が死亡した場合の遺族補償について、現行法制度上、対象とならない同性パートナーに対し、区独自の制度として死亡補償一時金支給制度を新設します。

1 主旨

区では、全国に先駆けてパートナーシップ宣誓の取組みをスタートさせ、また「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定するなど、性的マイノリティの理解促進に取り組んできた。今般、条例の理念に基づき、現行法制度に準じて区独自に同性パートナーへの死亡補償一時金支給制度を新設するものである。

2 支給対象者

死亡した水防等業務従事者と同居し、その収入により生計を維持していた同性パートナー

3 支給額

一時金として、亡くなられた方の収入等に応じて890万円～1,420万円を支給する。（現行法制度に準じた支給額）

4 施行予定

令和5年7月1日

※水防又は応急措置の業務に従事した者とは

①水防従事者

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、区内に居住する者又は水防の現場にある者であって、水防のためやむを得ない必要があるときに水防管理者、水防団長等からの要請を受けて水防業務に従事した者

②応急措置従事者

市町村の区域内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、住民又は災害の現場にある者で、市町村長から要請を受けて応急措置の業務に従事した者

◎問合せ 災害対策課 電話03-5432-2262